

原子力発電所で事故が起きたら 屋内退避や 避難の場合って？

- ①原子力発電所の状況がどうなっているか?
- ②放射性物質が放出されているか?
- ③放射線の測定結果に異常があるか?

などの事故の進展状況により、屋内退避や避難などの必要な防護措置を国が判断し、指示します。

事故の進展状況による区分

PAZ
(概ね半径 5km 圏内)

UPZ
(概ね半径 5~30km 圏内)

情報収集事態

泊村(立地村)で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合

- 不要・不急の外出は避け、役場からの広報やテレビ・ラジオの報道に注意



警戒事態 EAL(AL)

異常事象の発生またはそのおそれがある状態

[例] 泊村で震度6弱以上の地震発生

※避難の実施に通常以上の時間がかかるなど災害時に特に配慮が必要な方々
(高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、入院患者など)

- 施設敷地緊急事態
要避難者※の避難準備



施設敷地緊急事態 EAL(SE)

原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が生じた状態

[例] 発電所に外部から電気を供給できない

- 施設敷地緊急事態
要避難者※の避難実施



全面緊急事態 EAL(GE)

原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が高い状態

[例] 原子炉に注水(冷やすこと)ができない

- 全住民の避難実施
- 安定ヨウ素剤の予防服用



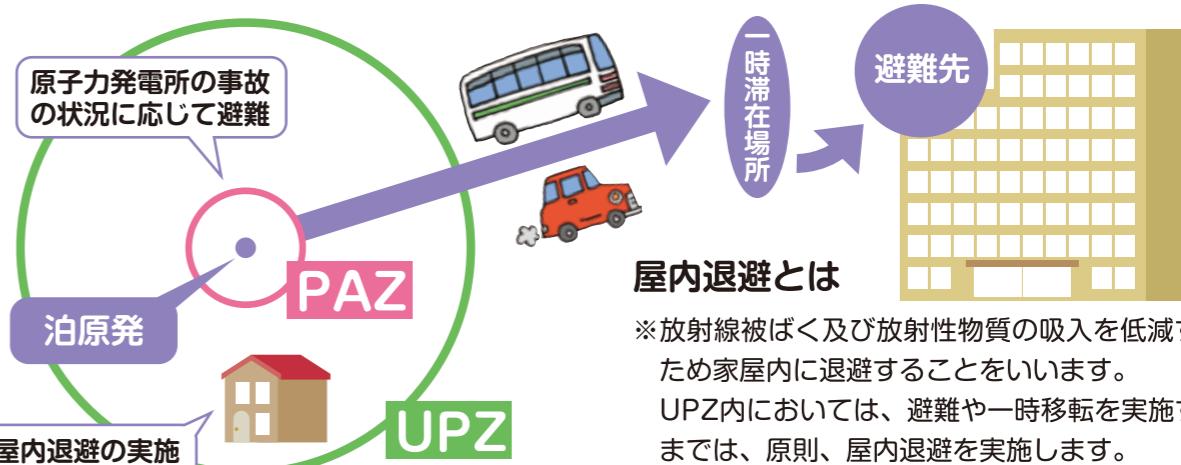
段階的避難の必要性

避難等(避難及び一時移転)は、PAZ、UPZの順番で行います。さらに、UPZの避難等は、混乱を避けるため緊急時モニタリングの結果を踏まえ、段階的に行います。なお、避難等の際には指示に従い、慌てずに落ち着いて、助け合いながら行動しましょう。



○放射性物質が放出される前の場合

PAZ(概ね半径 5km 圏内)内では、放射線物質が放出される前に、原子力発電所の状況などに応じて、避難を実施します。 UPZ(概ね半径 5~30km 圏内)内では屋内退避を実施します。



※放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいいます。

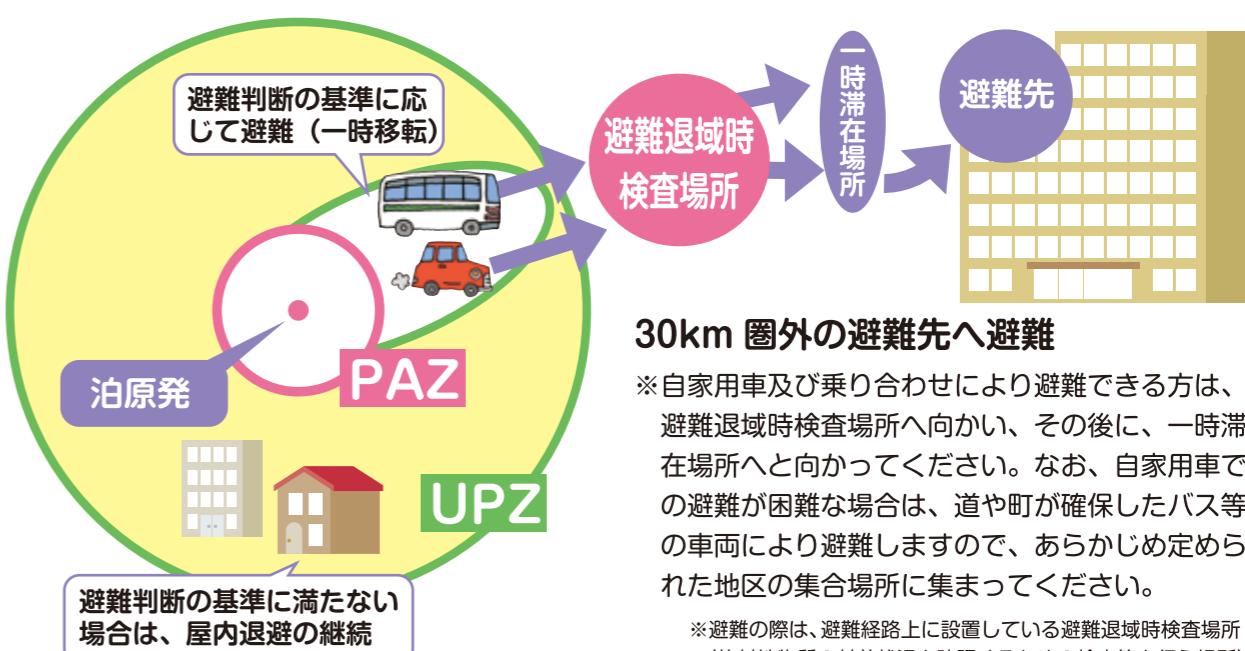
UPZ内においては、避難や一時移転を実施するまでは、原則、屋内退避を実施します。

○放射性物質の放出があった場合

UPZ(概ね半径 5~30km 圏内)内及びその外側では、各地域での空間放射線量率の測定結果に基づき、下記の判断基準により避難が必要な地域を特定して避難などの実施を判断します。

避難判断の基準

毎時 20 マイクロシーベルトを超える地域(OIL2) → 1週間以内を目途に一時移転
毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域(OIL1) → 1日以内に避難



30km 圏外の避難先へ避難

※自家用車及び乗り合わせにより避難できる方は、避難退域時検査場所へ向かい、その後に、一時滞在場所へと向かってください。なお、自家用車での避難が困難な場合は、道や町が確保したバス等の車両により避難しますので、あらかじめ定められた地区の集合場所に集まってください。

※避難の際は、避難経路上に設置している避難退域時検査場所(放射性物質の付着状況を確認するための検査等を行う場所)で検査を受けてください。
(詳しくは20ページへ)